

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第3鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料の項、狩猟免許申請手数料の項、狩猟免許再交付手数料の項、狩猟免許更新申請手数料の項、狩猟者登録手数料の項、狩猟者変更登録手数料の項、狩猟者登録証再交付手数料の項及び狩猟者記章再交付手数料の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県税条例の一部改正)

第2条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第202条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第20条第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(沖縄県環境影響評価条例の一部改正)

第4条 沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成25年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されること等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。